

市発注建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により
令和7年12月12日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に提出する「工事費内訳書」(入札金額の内訳書)に材料費、労務費、及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。

市発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出してください。

1 「工事費内訳書」の見積金額は、入札額を記載してください。

※ 適正な労務費の確保を目的として確認を行うため、見積金額と入札額は、同じ金額を記載してください。

2 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書の提出時(委任状の提出と同時)に提出してください。3 「工事費内訳書」は、できるだけ市が示した様式を使用し、別添の記載例を参考に閲覧設計書に基づき積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。

なお、別添の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。

4 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。

- (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
- (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類（公文書扱い）として保管します。
- (3) 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
- (4) 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。

5 以下に該当する入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

(1) 未提出の場合	「工事費内訳書」が提出されていない場合				
(2) 未提出であると認められる場合	ア 「工事費内訳書」の一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む。） イ 「工事費内訳書」と無関係な書類である場合 ウ 他の工事の「工事費内訳書」である場合 エ 「工事費内訳書」に押印が欠けている場合（電子入札により提出する場合を除く。） オ 指名通知書又は入札説明書に指示された事項を満たしていない場合				

※ 項目（日付、契約相手方（市長名）、住所、氏名（商号）、工事名、工事場所等）の誤字、脱字、記載漏れ（工種等の一部記載漏れを含む。）も、無効となる場合がありますので御注意ください。

※ 当面の間、材料費等の金額の記載がなくても、「未提出であると認められる場合」には、あらなりものとします。

※ 提出された工事費内訳書は、開札後に対象者のものを確認します。

6 電子入札システムで提出する場合の留意事項

- (1) 「工事費内訳書」は、以下の種類のファイルとすること。
(P D F ファイル、X P S ファイル)

※作成方法は電子入札システムポータルサイトをご参照ください。

なお、ファイルの圧縮は、できる限りしないようにすること。

- (2) 「工事費内訳書」のファイル名は、（会社名）+（工事名）とすること。

例：(株) ○○建設△△工区.pdf、(株) ○○建設△△工区.xps... など工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば、簡略化してよい。